

農林水産省同時発表

令和3年3月26日

大臣官房官庁営繕部整備課

## 国の公共建築物の木造化率、2年連続9割！

～木材利用促進法に基づき国の木材利用状況等を取りまとめました～

国土交通省と農林水産省は、国が整備する公共建築物の木材の利用状況等を取りまとめました。令和元年度に国が整備を行った対象となる低層の建築物<sup>注)</sup>の木造化率は**90.0%**となり、2年連続で9割を達成しました。引き続き、木造化等の取組が確実に実施されるよう、各省各庁へ働きかけを行っていきます。

### 1. 国の公共建築物の木造化・内装等の木質化の実績

※木造化・内装等の木質化施設の事例写真については、次ページに掲載しています。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物 <sup>注)</sup> (対象となる低層の建築物)	棟数 (A)	104	85	80
	棟数 (B)	80	77	72
	延べ面積	9,457 m <sup>2</sup>	9,051 m <sup>2</sup>	13,698 m <sup>2</sup>
	木造化率 (B/A)	76.9%	90.6%	<b>90.0%</b>
内装等の木質化を行った公共建築物	棟数	171	169	132
木材の使用量	m <sup>3</sup>	3,139	4,206	5,372

注) 耐火建築物等とすることが求められる建築物、災害応急対策活動に必要な施設等、その他木造化を図ることが困難な施設（特別な重量物を載せるような施設等）は、対象から除いています。

### 2. 令和元年度における木材の利用の促進に向けた主な取組

- 各省各庁が参集して木材の利用の促進に向けた措置の検討を行う「公共建築物木材利用促進関係省庁連絡会議」を開催し、急きょ建築されるような付属屋について、木造化の取りこぼしが生じないよう周知
- 予算要求段階から、積極的に木造化を促進する範囲に該当する国の公共建築物について、木造で計画されていることの確認を実施
- 「木材利用推進研修」等による、国や地方公共団体の職員等の人材育成 等

○ 令和元年度に完成した木造化・内装等の木質化施設の事例〔抜粋〕

海保大国際交流センター国際講義棟  
(広島県) (構造材に木材を活用)



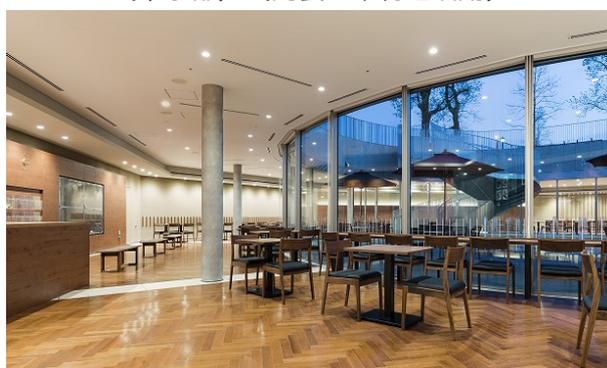
帯広第2 地方合同庁舎 自転車置場  
(北海道) (構造材に木材を活用)



国立民族共生公園 工房  
(北海道) (構造材に木材を活用)



迎賓館赤坂離宮前休憩所  
(東京都) (内装に木材を活用)



福岡第2 法務総合庁舎  
(福岡県) (内装に木材を活用)



屋内トレーニングセンター・イースト  
(東京都) (内装に木材を活用)



【参考】公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（木材利用促進法）  
に基づく措置の実施状況の公表について

木材利用促進法に基づく国の基本方針においては、「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲」等の国の木材の利用の目標等が定められています。農林水産大臣及び国土交通大臣は、この基本方針に基づく措置の実施状況について、毎年1回公表しています。（木材利用促進法第7条第7項）

「令和元年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況のとりまとめ」  
は、国土交通省のホームページに掲載します。

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku\\_riyoujoukyou.html#kuni\\_torikumi](http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_riyoujoukyou.html#kuni_torikumi)

＜お問い合わせ先＞ 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室

課長補佐 蒲谷（内線 23663） 木造調査係長 藤平（内線 23475）  
（代表）03-5253-8111（直通）03-5253-8949（FAX）03-5253-1544